

令和 7 年 1 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊香立生津地区 (生津)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第2回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積が、70歳以上で後継者不在の農業者の農地面積より上回っているものの、わずかな差であり、担い手の安定した確保が図れるように支援していく必要がある。
- ・担い手が利用する農地の団地数及び面積は16か所、1か所平均69aであり、集約化が必要。
- ・自営農業維持するため、作業を委託できる集落営農の体制強化が必要がある。
- ・地域の活性化を図るための新たな作物導入への取り組みが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻麦大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
- ・認定農業者に農地の集約化を進めつつ、地域外から希望する農業者を受け入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める
- ・自作農が農業を継続するうえで、機械の買替を控え、営農組合の共同利用機械の活用を推進するとともに、オペレーターの育成・確保に努める

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.53 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.53 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針									
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行う中で、農地の集積・集約化の取組を進める。									
(2) 農地中間管理機構の活用方針									
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。									
(3) 基盤整備事業への取組方針									
既に基盤整備を実施している中で、畦畔除去や水田の暗渠など、農地の汎用化を検討する。									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んで行く。 ・担い手の諸事情による営業の継続が困難な場合を含め、新たな担い手の育成や農地の受け手への集積を進めるためにも、中間管理機構を通じて貸付を進めて行く。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
作業の効率化が期待できるドローンによる防除作業は、農業協同組合への作業委託を進める。									
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①山際の団地周囲等に電気柵・メッシュ柵を設置し、当番制による管理体制を維持・継続する。									
③病虫害防除にドローン防除を導入する。									
⑦作物を栽培しない年度の農地は、圃場及び畦畔・法面の草刈り等維持管理を徹底する。									